

## 防災管理新規講習及び防火・防災管理新規講習受講案内

### 1 講習開催日等（上半期）

#### (1) 防災管理新規講習

回数	開催日	申請期間	開催場所
第1回	7月21日（水）	令和3年3月10日（水）～ 令和3年7月2日（金）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）

#### (2) 防火・防災管理新規講習（甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習をあわせて開催する講習）

回数	開催日	申請期間	開催場所
第1回	5月20日（木） 5月21日（金）	令和3年3月11日（木）～ 令和3年4月28日（水）	セーフティーちば1階講堂（定員102名）
第2回	8月25日（水） 8月26日（木）	令和3年5月12日（水）～ 令和3年8月6日（金）	

### 2 講習会場

セーフティーちば（千葉市消防局）1階講堂 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

**※講習者用の駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。**

### 3 講習時間

#### (1) 防災管理新規講習

##### ア 講習科目の免除のない方

9時30分から16時05分頃まで（受付は8時45分から）

##### イ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：自衛消防業務講習修了者）

11時10分から16時05分頃まで（受付は10時55分から）

#### (2) 防火・防災管理新規講習

##### ア 講習科目の免除のない方

1日目 9時30分から17時00分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時15分頃まで（受付は8時45分から）

##### イ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：防火対象物点検資格者）

1日目 9時30分から12時15分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時15分頃まで（受付は8時45分から）

##### ウ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：自衛消防業務講習修了者）

1日目 13時05分から17時00分頃まで（受付は12時50分から）

2日目 9時30分から16時15分頃まで（受付は8時45分から）

##### エ 講習科目の一部免除希望者（対象となる方：防災管理点検資格者）

1日目 9時30分から15時05分頃まで（受付は8時45分から）

2日目 9時30分から16時15分頃まで（受付は8時45分から）

**※講習の最後に効果測定を実施します。効果測定で一定の点数に達しない方は、上記の講習時間終了後、20分程度の補講を受講していただいた後、修了証を交付します。**

### 4 講習内容等

#### (1) 講習科目（防災管理新規講習、防火・防災管理新規講習ともに効果測定を実施します。）

##### ア 防災管理新規講習

防災管理の意義と制度の概要、防災管理上必要な構造及び設備の維持管理

防災管理上の訓練・教育、防災管理の進め方と消防計画

##### イ 防火・防災管理新規講習

防火防災管理の意義と制度の概要、火気取扱いの基本知識と出火防止対策、地震対策

施設・設備の維持管理、防火防災管理に係る訓練・教育、防火防災管理の進め方と消防計画

#### (2) 講習テキスト

##### ア 防災管理新規講習

「防災管理講習テキスト」

##### イ 防火・防災管理新規講習

「防火管理講習テキスト」「防火管理維持台帳」「防災管理講習テキスト」

※テキストは、当日会場で配布します。

(3) 講習費用（テキスト代金）

講習日の7日前から講習日の2日前までに、受講申請時にお渡しする「防火管理者等のテキスト代のお振込について」お読みのうえ、指定する口座にお振込ください。

ア 防災管理新規講習 1, 990円

イ 防火・防災管理新規講習 6, 190円

(4) 講習科目の一部免除について

「防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示」（平成22年消防庁告示第22号）に基づき、消防法施行令（昭和36年政令第37号）（以下「令」という）第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習修了者に対して防災管理新規講習の講習科目の一部を免除すると共に、令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習修了者、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（以下「規則」という）第4条の2の4第4項に規定する防火対象物点検資格者、及び規則第51条の12第3項に規定する防災管理点検資格者に対して防火・防災管理新規講習の講習科目の一部を免除します。

## 5 受講資格

(1) 防災管理新規講習

甲種防火管理者の資格を有し市内に居住又は勤務している方

(2) 防火・防災管理新規講習

市内に居住又は勤務している方

## 6 申請方法等

(1) 窓口での申請

ア 申請場所（千葉市内の消防署予防課予防係で申請を受け付けます。）

千葉市中央消防署 〒260-0854 中央区長洲1-2-1 TEL043-202-1617

千葉市花見川消防署 〒262-0013 花見川区犢橋町107-2 TEL043-259-2571

千葉市稲毛消防署 〒263-0024 稲毛区穴川4-12-2 TEL043-284-5144

千葉市若葉消防署 〒264-0001 若葉区金親町244-1 TEL043-237-8041

千葉市緑消防署 〒266-0031 緑区おゆみ野3-15-1 TEL043-292-6147

千葉市美浜消防署 〒261-0011 美浜区真砂5-15-6 TEL043-279-0196

イ 申請受付時間

9時00分から17時00分まで

（土日、祝日及び12月29日から1月3日までは除きます。）

ウ 申請に必要なもの

（ア） 防火管理講習等申請書

（イ） 必要な修了証の写し

(2) 電子申請

ア 電子申請サービスのURL等

URL：<https://s-kantan.jp/city-chiba-u/>

※表示されたページ内で、手続き名に「防災管理新規講習」を入力し検索して下さい。

イ 申請受付時間

申請開始日の9時00分から申請終了日の23時59分まで

ウ 申請に必要なもの

必要な修了証の写し（講習科目の一部免除を希望される方のみ）

電子申請サービスQRコード



(4) その他

ア 受付は先着順に行いますので、定員に達し次第締め切らせていただきます。

イ 電話、FAX及び電子メールによる申請は受け付けられません。

※原則は、窓口での申請及び電子申請になりますが、どちらも利用できない場合は郵送による申請も可能です。

（ア）郵送で申請する場合

下記の2点を郵送ください。

・防火管理講習等申請書（※申請書には必要事項を記入ください。）

- ・ 返信用の封筒

(※宛先を記入し切手を貼付してください。返信用封筒の内容物は、受講者一人あたり約15gになるため、その重量に対応した切手を貼付してください。なお、返信用封筒に切手が貼付されていないときは、受付をせず返送も行いません。)

(イ) 郵送先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 千葉市消防局予防部予防課 (TEL043-202-1613)

(ウ) その他

申請期間内に消防局予防課に到達したもののみ受け、申請期間外に到達したものは、同封されている返信用封筒にて返送します。到達時点で締め切っていた場合は、受付をせずそのまま返送します。

## 7 受講要領

申請受付した際にお渡しする「防災管理新規講習を受講される方へ」又は「防火・防災管理新規講習を受講される方へ」をご参照ください。

## 8 その他

- (1) 振り込まれた講習費用(テキスト代金)は、理由に関わらず返却できませんが、今年度内であれば次回以降へ振り替えることができます。なお、今年度内に振り替える方は再申請をお願いします。
- (2) 講習受付時及び修了証交付時に、受講者本人を確認できる書類の提示をお願いしておりますので必ず持参してください。
- (3) 講習申請後に「新型コロナウイルス接触認証アプリ(COCoA)」のインストールにご協力をお願いします
- (4) 防火管理講習等の下半期(10月から3月)の公告は8月上旬を予定しています。

受講者本人を確認できる書類は、国又は地方公共団体の機関が発行した写真が貼付してある書類をいい、以下の例のうちいずれか1つの書類をご提示ください。

【例】：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード(写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在許可書、みなし外国人登録証明書(平成24年7月9日以降有効なものに限る。)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(写真付き)、マイナンバーカード(個人番号カード)

※なお、上記いずれかの書類をお持ちでない方は、講習日当日の受付までに受講票右下に写真を2枚貼付してください。写真のサイズはタテ3.0cm以上×ヨコ2.4cm以上。コピー不可。プリントの場合は写真出力用紙(厚手)に印刷されたもの。裏面に氏名・署受付番号を記入してください。